

中小M&Aガイドラインの改訂（第2版）

- 中小M&Aガイドライン（初版）策定から約3年が経過。この間、中小M&Aに関する行政・民間の取組にも一定の進展がみられ、中小M&Aは定着してきた。
- 他方で、特に仲介・FA(フィナンシャル・アドバイザー)に関して、契約のわかりにくさや、担当者による支援の質のばらつき、手数料体系のわかりにくさ（最低手数料の適用）等の課題が見受けられるようになった。当該課題に対応するため、中小M&Aガイドライン（第2版）においては、特にM&A専門業者向けの基本事項※を拡充するとともに、中小企業向けの手引きとして仲介者・FAへの依頼における留意点等を拡充した。また、行政・民間における取組についても修正。

※M&A専門業者は、マッチング支援やM&Aの手続進行に関する総合的な支援（マッチング支援等）を専門に行う民間業者（主に仲介者・FA）。金融機関、士業等専門家やM&Aプラットフォーム等がマッチング支援等を行う場合にも、業務の性質・内容が共通する限りにおいて、準拠した対応を想定。

「後継者不在の中小企業向けの手引き」等における改訂箇所

① 仲介者・FAの選定

- ◆ 仲介業務・FA業務の特徴等の見直し

② 仲介契約・FA契約の内容

- ◆ 直接交渉の制限に関する条項等、説明すべき重要事項の追加

③ セカンド・オピニオン

- ◆ 類型の整理、セカンド・オピニオンの利点と留意点

④ マッチングにおける支援機関の活用

- ◆ 依頼先の支援機関が単独/複数の場合の比較
- ◆ 適切な候補先の紹介を受けられない場合の対応 等

⑤ 仲介者・FAの手数料の整理

- ◆ 最低手数料に関する事例の追加 等

「支援機関向けの基本事項」における改訂箇所

① 支援の質の確保・向上に向けた取組

- ◆ 契約に基づく義務の履行・職業倫理の遵守の必要性の明記
- ◆ 質の確保・向上のため個々の支援機関・業界に求められる取組

② 仲介契約・FA契約締結前の書面交付しての重要事項の説明

- ◆ 書面に記載して説明すべき重要事項の項目の見直し
- ◆ 説明の相手方・説明者・説明後の十分な検討時間の確保 等

③ 直接交渉の制限に関する条項の留意点

行政・民間における取組の推進

① 行政の取組

- ◆ M&A支援機関登録制度・情報提供受付窓口の開始
- ◆ 事業承継・引継ぎ支援センターへの発展的改組 等

② 民間の取組

- ◆ 自主規制団体であるM&A仲介協会による苦情相談窓口の開始
- ◆ 表明保証保険 等